

の創設、拡充改組等による機構の拡大整備によっているからである。

第4節 財 政

千葉大学の財政に関して述べるに、予算及び決算の推移においては、先ず、国立大学の会計制度の変遷に触れる必要がある。次いで、大学財政の推移を、続いて、財政状況の推移においては、国有財産及び物品の推移を概観することとする。

(1) 予算及び決算の推移

国立大学の会計制度の変遷

学校財政に関する最初の法律は、明治23年3月27日法律第26号により制定された「官立学校及図書館会計法」である。これにより、文部省直轄の帝国大学、高等師範学校等の15の特別会計が創設された。これらの学校特別会計は、学校ごとに一つの特別会計として独立しており、かつ、学校ごとの資金制度をもっていた。

その後、明治40年3月25日法律第19号により、「帝国大学特別会計法」が、続いて、同年3月27日法律第23号により「学校及図書館特別会計法」が、それぞれ制定された。この法律は、従来毎年度予算をもって定められていた政府支出金を、法律をもって定額としていたものである。

大学も漸次創設され、帝国大学以外の大学も設置されてきたことに伴い、大正10年3月30日に「帝国大学特別会計法」は、「大学特別会計法」に改められた。これは、政府支出金の法定化の廃止が主目的であり、各帝国大学ごとに区分されていた特別会計が、制度上一つの特別会計に包括されたものである。

大正から昭和にかけての大幅な学校創設に伴い、会計制度も当然改められることとなった。すなわち、昭和19年2月14日法律第9号による「学校特別会計法」の制定により、学校特別会計の区分は、帝国大学、その他の官立大学及び直轄諸学校の3つに整理されたのである。

続いて、昭和22年3月31日法律第42号により、「学校特別会計法」は廃止され、学校財政はすべて一般会計に改められた。これは、第2次大戦によって国立学校施設の大半を焼失したため、早急にその復興を図るには、国立学校財政の自主独立体制のなかでは、全く至難なことであったことに基づくものといわれている。

戦後の激動時代に、旧学校特別会計から一般会計に移行したものの、国立学校の子算は厳しい社会情勢にさらされ、大学の管理運営が極めて苦しい状態にあったことに

第4節 財 政

鑑み、文部省始め国立学校関係者は、大学財政の確立について、必死に摸索し続けること17年間にも及び、その結果、昭和39年4月3日法律第55号により、現在の「国立学校特別会計法」が制定され、今日に及んでいる。

大学財政の推移

昭和24年5月31日設置された千葉大学は、高等教育と学術研究の場として、社会、経済の急速な発展に即応した大幅な拡充を続け、今や、名実共に総合大学にふさわしい整備を見つづる。これらの変遷は、財政の上からは、資料編6-(1)及び6-(2)のとおりである。

大学の予算は、一般会計及び国立学校特別会計により賄われている。一般会計については、文部本省関係経費から本学関係予算が支出されており、また、国立学校特別会計は、国立学校、大学附属病院、研究所（昭和45年度までは、大学附置研究所）及び施設整備費の4項からなり、それぞれの項から本学関係予算が支出されている。

この予算は、人件費、物件費、施設整備費等に充当されているが、人件費の占める比率は極めて大きく、表18-1のとおりである。

ここで、若干の事柄を付記すれば、昭和40年代からは、施設関係における最大事項として、医学部附属病院の新営工事が昭和48年3月に着工され、医学教育に求められる“人間と科学の結合”という大きな課題をにない、将来の医療を先取りした医学の殿堂として、昭和53年1月に完成を見た。また、各部局においては、組織の拡充改組等により高等教育機関としての充実が図られ、予算面でも大幅な伸びを示している。

一方、いわゆる学園紛争等訴訟へ発展する問題も多く生じ、中でも、医療過誤損害賠償では、昭和47年度に1件41,086,788円の支出があり、また、公務上の交通事故に対する国の保障に伴う損害賠償として、昭和50年度に1件5,810,171円の収入がある。このほか、複雑な社会問題の一環として、公害問題に関する地方公共団体からの受託研究調査など、研究分野が社会的実際問題に拡大され、時代を強く反映している経費も増加してきており、また、学術の振興に寄与する優れた学術研究を特段に発展させることを目的とする科学研究費補助金も、資料編7-(1)のとおり交付されている。

(2) 財産状況の推移

国 有 財 産

千葉大学が総合大学としての発足時における各部局の主な施設は、表18-2のとおり7地区に散在しており、そのうちの4地区は、旧軍施設をそのまま使用していたのが実情であった。そのため、教育・研究施設として使用するには余りにも不完全であり、また、管理運営面からも障害となっていた。このような状態を改善し、大学自体

の教育・研究施設をいかに確保し、統合集約すべきか、発足時からの課題であった。

昭和38年度に、千葉市西千葉地区が東京大学から所属替により取得され、統合整備の実現となるのであるが、戦後の混乱期にあって財政的、物質的な制約を受けながらも統合すべき適地を求めて奔走され、この地を確保された諸先輩の血と汗の努力を忘れることは出来ない。

西千葉地区への移転は、昭和37年度から昭和41年度にわたり行われ、まず、旧軍施設を使用中の小中台地区、四街道地区、岩瀬地区の3地区と、矢作・亥鼻地区の事務局が、続いて市場町地区が、最後に矢作・亥鼻地区の薬学部が移転し、西千葉地区への統合は完了した。

一方、習志野地区においても、旧軍施設を引き続き使用していた生物活性研究所が、昭和52年10月亥鼻地区に新築移転した。この結果、各部局は西千葉地区、亥鼻地区、松戸地区の3地区に集約され、その施設も完備されつつあって、ほぼ当初の目的が達成されたといえよう。

参考までに、千葉大学発足直後（昭和25年度）、西千葉地区取得直後（昭和39年度）及び現在の本学所有の土地、建物等の国有財産状況を比較すると、表18-3のとおりである。

この30年間に土地、建物の増加率が、それぞれ1.9倍、3.3倍となっており、千葉大学が着実に発展してきたことを示している。ちなみに、発足時からの土地の取得及び処分を見ると、表18-4のとおりである。

物品の推移

物品の管理については、千葉大学発足以前から物品会計規則（明治22年勅令第84号）により管理されてきたが、昭和31年5月22日法律第113号により「物品管理法」が制定され、昭和32年度より施行されて今日に至っている。

当初の物品管理官は、11機関であったが、以来20年余りの経過に伴い、部局等の改廃の結果、現在は、14機関となっている。管理物品のうち重要物品は、表18-5のとおりである。

重要物品は、当初、1点の価格が5万円以上と定められていたものを、昭和39年度からは、1点50万円以上に引き上げられているが、昭和53年度には、昭和39年度に比べ、数量で9.7倍、価格で15.6倍に増加している。